八潮市道路里親制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、八潮市が管理する道路（以下「市管理道路」）という。）等

において、ボランティアで清掃美化活動を行う住民団体等を道路の里親（以下

「里親」という。）として募集し、住民と行政が協力して、快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を目的とする。

（里親の資格）

第２条　里親は、道路愛護活動に意欲的な３名以上の団体で、かつ、市管理道路の一定区間（概ね５０ｍ以上）について年２回以上の清掃美化活動を実施できる団体とする。

２　里親になることができる団体は、市管理道路において清掃美化活動のボランティア活動を行い、又は行おうとする町会・自治会、商工会、老人会、有志等の地域団体、学校及び企業（従業員の団体を含む。）とする。

（認定手続）

第３条　道路里親制度に参加しようとする団体（以下「団体」という。）は、道路の里親認定申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）に構成員名簿及び活動箇所案内図を添えて市長に提出する。ただし、学校においては構成員名簿の提出は不要とする。

２　市長は、申込書を受け付けたときは、審査の上、団体を里親として認定する。

３　市長は、団体を里親に認定したときは、八潮市道路里親制度に関する確認書（様式第２号。以下「確認書」という。）を締結する。

４　市長は、確認書が締結されたときは、団体に道路里親認定証を交付する。

（里親の活動内容等）

第４条　里親の活動内容は、活動区間内の道路等において、里親の認定申込書に基づき、清掃、除草、草刈り、花の植栽等の作業を行うこと。

２　里親の代表者は新たに花壇等の植栽などを行おうとするときは、事前に市長と協議するものとする。

３　里親は回収したごみを市の分別方法に従い、適切に処理するものとする。

４　里親は、清掃美化活動の際に、活動区間内の道路等において目的以外にチラシの配布、イベント開催その他の活動を行ってはならない。

（活動報告）

第５条　里親の代表者は、年度の活動終了後、速やかに１年間の活動報告書（様式第３号）を市長に提出する。

（事故報告）

第６条　里親の代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに市に連絡し、事故発生報告書（様式第４号）を提出する。

（市の役割）

第７条　市の役割は、次のとおりとする。

（１）里親が回収したごみの処分について協力する。

（２）用具の貸出等、里親活動について必要な協力を行う。

（確認書の継続期間及び変更等）

第８条　確認書は、里親の代表者から、確認書の変更又は解除の申出がない場合は継続するものとする。

２　里親の代表者が確認書変更・解除届（様式第５号）により、市長に確認書の変更又は解除を申し出たときは、市長は、確認書を変更又は解除することができる。

３　市長は、里親が確認書の各条に規定する義務を履行できないとき、又は里親としてふさわしくないと認められるときは、認定を解除するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めのない事項については、その都度、里親及び市長が協議して決定する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成２０年　４月　１日から施行する。

　　　　附　則

　この要綱は、令和６年　４月　１日から施行する。